

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H29.3.28	H29.4.6	2016年8月2日～2017年3月27日、小池百合子東京都知事が、副知事、特別秘書、局長、理事、特別顧問の公用アドレス宛てに送ったメールのすべて					1											主税局において当該公文書は取得しておらず、存在しないため	主税局総務部総務課
2	H29.4.5	H29.4.14	板橋区内にかかる「平成29年度税額階層別義務者一覧表」	4	1															主税局資産税部固定資産税課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。